

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

私たちの食生活は、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行する中で、食に関する町民の価値観や暮らしのあり方も多様化し、近年大きく変化しています。また、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防のため、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増加しています。さらに食に関する情報が氾濫するなか、正しい知識を持って、自らの判断で食を選択する力を身につける必要性が求められています。

国においては、平成17年に策定された食育基本法に基づき、平成28年度を初年度とする第3次食育推進計画（平成28～令和2年度）を策定し、下記の5つの重点課題があげられ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

町では、平成28年度から令和2年度までの「佐久穂町食育推進計画（第2次）」を策定し、これに基づき取り組みを推進してきました。

令和3年度からは、町の食の現状やこれまでの取り組みの評価を踏まえ、今後取り組むべき課題に対応していくため、引き続き各ライフステージの特性に応じ、健全な食生活を実践すること、食の楽しさを実感すること、食文化を伝えること、地産地消等に取り組むことを、関係機関がそれぞれに、または連携し、町の特性を生かした食育に関する施策を展開するため、「佐久穂町食育推進計画（第3次）」を策定します。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて随時見直すこととします。